

環境委員会資料

1 平成31年第1回定例会提出予定議案の説明

(1) 議案第14号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

港 湾 局

(平成31年2月6日)

議案第14号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の 制定について

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、上屋使用料等について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため、及び一部の事務所の廃止に伴い、事務所使用料を廃止するため改正するもの

1 消費税法の一部改正（平成24年法律第68号）

2 地方税法の一部改正（平成24年法律第69号）

3 改正内容

(1) 上記1及び2に伴い、上屋使用料及び事務所附帯施設使用料並びに荷さばき地利用料、ふ頭用地利用料、事務所利用料、事務所附帯施設利用料、駐車施設利用料、軌道走行式荷役機械利用料及び電気施設利用料について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うもの

100分の108 → 100分の110

(2) 使用料の対象となる事務所の廃止に伴い、事務所使用料を廃止するもの

廃止する施設及び当該施設に係る使用料

施設	事務所
位置	川崎区千鳥町8番2号
使用料	1級事務所 1月1平方メートルまでごとに 3,000円
	2級事務所 1月1平方メートルまでごとに 1,700円

4 施行期日

平成31年10月1日から施行。ただし、上記3(2)については、公布の日から施行

(参考)

- 1 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律による消費税法の一部改正 平成24年8月22日公布 この条例の関係部分は、平成31年10月1日から施行
- 2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律による地方税法の一部改正 平成24年8月22日公布 この条例の関係部分は、平成31年10月1日から施行
- 3 条例改正に関係する上記1及び2の内容
消費税率及び地方消費税率を引き上げることとされた。

区 分	現 行	改正後
消費税率	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.7%	2.2%
合 計	8.0%	10.0%

4 主な使用料及び利用料金の額

次により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額

(1) 上屋使用料

ア 初日から15日まで

1日1平方メートルまでごとに	1級上屋	17円
	2級上屋	16円

イ 16日から30日まで

1日1平方メートルまでごとに	1級上屋	34円
	2級上屋	32円

ウ 31日以後

1日1平方メートルまでごとに	1級上屋	68円
	2級上屋	64円

(2) 電気施設利用料

ア 冷凍用コンセント 1個1時間までごとに 70円

イ 動力用コンセント 1個1時間までごとに 223円

5 使用料の対象となる事務所を廃止する理由

老朽化が顕著であることから、事務所を廃止するもの

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 特定港湾施設等（指定管理者が管理を行う港湾施設を除く。）の利用については、利用者から次により算出して得た額（<u>第6号及び第15号</u>については、当該各号により算出して得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額）の使用料を徴収する。</p> <p>(14) <u>削除</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条の2 第3条各項の許可（指定管理者が管理を行う港湾施設に係るものに限る。）を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の支払方法については、規則の定めるところによる。</p> <p>3 利用料金の額は、次により算出して得た額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（第2号（1月以上の利用に係る利用料金に限る。）及び第5号については、当該各号により算出して得た額）の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定（「100分の108」を「100分の110」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p>	<p>○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 特定港湾施設等（指定管理者が管理を行う港湾施設を除く。）の利用については、利用者から次により算出して得た額（<u>第6号、第14号及び第15号</u>については、当該各号により算出して得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額）の使用料を徴収する。</p> <p>(14) <u>事務所使用料</u> <u>1月1平方メートルまでごとに 1級事務所 3,000円</u> <u>2級事務所 1,700円</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条の2 第3条各項の許可（指定管理者が管理を行う港湾施設に係るものに限る。）を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の支払方法については、規則の定めるところによる。</p> <p>3 利用料金の額は、次により算出して得た額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（第2号（1月以上の利用に係る利用料金に限る。）及び第5号については、当該各号により算出して得た額）の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 改正後の条例第13条第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の上屋の利用に係る使用料について適用し、施行日前の上屋の利用に係る使用料については、なお従前の例による。</p> <p>3 改正後の条例第13条の2第3項（第7号又は第8号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の軌道走行式荷役機械又は電気施設の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の軌道走行式荷役機械又は電気施設の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。</p> <p>4 施行日前から施行日にわたる軌道走行式荷役機械又は電気施設の利用（軌道走行式荷役機械にあつては利用を開始してから30分までごとの利用、電気施設にあつては利用を開始してから1時間までごとの利用のうち、この条例の施行の時を含むものに限る。）は、施行日以後の軌道走行式荷役機械又は電気施設の利用とみなして、前項の規定を適用する。</p>	